

リリーフ

保険期間

2022年12月1日午後4時から2023年12月1日午後4時まで1年間。新規加入、または上記保険期間中に変更となる場合は補償開始時刻が午前0時です。

リリーフはこんなとき皆さまのお役に立ちます！

子供が部活でケガをした！
⇒ケガの治療費



組合員ご本人が転んで骨折し、入院した！
⇒ケガの治療費
⇒お給料の補てん



買い物の時にケータイを落としてこわした！
⇒携行品の修理代



妻が乳ガンで入院した！
⇒病気の治療費



保険料は全国電力生協連のスケールメリットによる割引が適用されています。

保険料は 約**62%**割引 最大

全国の電力関連産業で働く皆さまが加入されている保険です。

ご加入者は 約**21**万人



皆さまのお役に立っています。

1年間のお支払い件数
3,115件

1年間のお支払い保険金
約**1.4**億円

(東北電力生協における2022年3月末時点の過去1年の実績)

リリーフの仕組み

ステップ 1 基本補償 P34~

共通補償

ケガの補償

携行品

日常生活賠償

被害事故

追加の補償

所得補償
(ベター・ベストプラン)

長期所得補償
(ベストプラン)

借家人賠償・キッズ借家人賠償

ホールインワン・アルパトロス費用

基本補償オプション

ステップ 2 本人・家族医療(病気やケガの入院・手術に対する補償) P40

ステップ 3 医療オプション P41

追加の補償

女性特定疾病
2倍支払



長期入院



疾病退院後
通院



葬祭費用



先進医療



三大疾病
診断



抗ガン剤



介護補償



医療オプションへの加入は「本人・家族医療」への加入が必要です

2022年度の改定について

1. 保険金請求の窓口が変わります！

これまで基本補償と本人・家族医療／医療オプションで保険金請求時の保険会社が2社に分かれていましたが、2022年12月1日午後4時以降発生事故から以下の通り窓口が1社となります。

ステップ① 基本補償

ステップ② 本人・家族医療

ステップ③ 医療オプション



幹事引受保険会社：三井住友海上

2. 商品の改定

◆基本補償にセットされている日常生活賠償（旧個人賠償責任）の支払限度額が拡大しました！

（現行）

2億円

⇒（2022年度）

3億円！



3. 各種サービスの変更

（1）事故報告・保険金請求手続き

事故報告や保険金請求手続きの窓口および方法が変更となります。詳細は、P36をご確認ください。

〈ご注意点〉

ステップ① 基本補償の事故受付等について

2022年12月1日午後4時までの事故は → **損保ジャパンへ**

2022年12月1日午後4時以降の事故は → **三井住友海上へ**

（2）リリーフ加入者向け付帯サービス

リリーフご加入の組合員およびその同居のご家族の方向けの専用サービス「生活サポートサービス」がご利用いただけます。ご相談窓口の連絡先は加入者証をご確認いただくか、代理店・扱者もしくは三井住友海上までお問合せください。

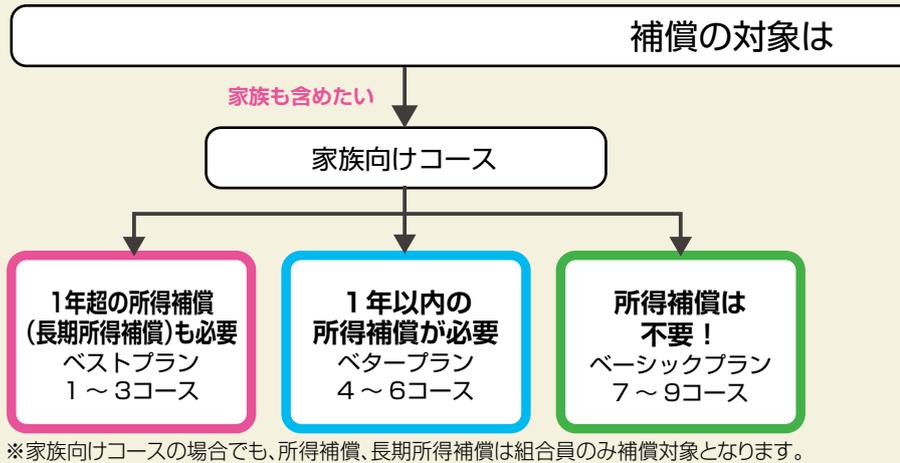
現在ご利用いただいている「SOMPO健康・生活サポートサービス」および「サクセスネットビジネスレポートサービス」はご利用いただけなくなります。

リリーの

ステップ 1

基本補償

- まずは、ケガなどの「基本補償」の加入内容について確認しましょう。
- すべてのプランに
 - ・ **日常生活賠償3億円** **New!!**
 - ・ 携行品20万円
 - ・ 被害事故1,000万円がセットされています。



※本人・家族医療に加入するには、基本補償の加入が必要です。

ステップ 2

本人・家族医療

- 病気の入院や手術に対する補償は必要ですか？
- ※基本補償が個人向けコースの場合、本人・家族医療も組合員ご本人のみの加入となります。

入院保険金日額をご家族お1人ずつ選択できます!
2,000円～10,000円まで5種類あります。
詳細はP40へ

おすすめ

〈全コース加入可〉

借家人賠償
補償額1,000万円または2,000万円から選択できます。
詳細はP35へ

※医療オプションに加入するには、「本人・家族医療」への加入が必要です。

ステップ 3

医療オプション

- 病気に対するその他オプションは必要ですか？

- 女性特定疾病 2倍支払**

詳細はP41へ
- 傷害・疾病 長期入院**

詳細はP41へ
- 疾病退院後 通院**

詳細はP41へ
- 葬祭費用**

詳細はP41へ

加入可能

・基本補償の各コースには年齢制限があります。加入可能年齢の上限に達すると、それぞれ以下の通り自動で移行いたします。

		本人		加入コースの読替について
		新規	継続	
基本補償	ベストプラン (1～3・11～13コース)	59歳		ベストプランにご加入で60歳 [*] に方なられた方はベタープランに移行いたします。
	ベタープラン (4～6・14～16コース)	69歳		ベタープランにご加入で70歳 [*] に方なられた方はベーシックプランに移行いたします。
	ベーシックプラン (7～8・17～18コース)	制限なし		—
	ベーシックプラン (9・19コース)	69歳		ベーシックプラン9・19コースにご加入で70歳 [*] になられた方はそれぞれ8・18コースに移行いたします。

※2022年12月1日時点での満年齢です。

加入の流れ

誰にしますか？

組合員ご本人のみ

⚠️ 本人・家族医療に被保険者本人としてご加入
いただける方もご本人のみになります

個人向けコース

1年超の所得補償
(長期所得補償)も必要
ベストプラン
11～13コース

1年以内の
所得補償が必要
ベタープラン
14～16コース

所得補償は
不要！
ベーシックプラン
17～19コース

基本補償オプション

〈家族向けコースのみ加入可〉

〈組合員のみ加入可〉

キッズ借家人賠償

補償額1,000万円または
2,000万円から
選択できます！
詳細はP35へ

ホールインワン・
アルバイトロス費用

補償額30万円または
50万円から
選択できます！
詳細はP35へ

先進医療費用



詳細はP41へ

三大疾病診断



詳細はP42へ

抗ガン剤治療



詳細はP42へ

介護一時金



詳細はP43へ

介護年金



詳細はP43へ

リリーフの基本補償で補償される方の範囲を
確認しましょう！

※所得補償、長期所得補償は組合員のみ補償対象となります。

家族の範囲	家族向けコース	個人向けコース
本人	○	○
配偶者	○	△
同居の子供	○	△
別居の未婚の子	○	△
別居の既婚の子	×	×
同居の両親	○	△
別居の両親	×	×
同居の親族	○	△
別居の親族	×	×

○：基本補償のすべてが対象となります。
△：日常生活賠償および被害事故補償のみ対象となり
ます。
×：対象外となります。

Point

本人・家族医療において、本人以外が加入される
場合、基本補償は家族向けコースへの加入が必要
です。ただし、ご両親（同居・別居問わず）が介
護オプションのみに加入される場合は、基本補償
のコースは問いません！

年齢の一覧

・本人・家族医療は、2022年12月1日時点で加入可能年齢を超えた場合、補償がなくなります。

	本人・配偶者		同居親族・ 別居の未婚の子		同居両親		別居両親		
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	
本人・家族医療							-	-	
医療オプション	女性特定疾病2倍支払						-	-	
	傷害・疾病長期入院						-	-	
	疾病退院後通院						-	-	
	葬祭費用					69歳	69歳	-	-
	先進医療費用	69歳	89歳	69歳	69歳			-	-
	三大疾病診断							-	-
	抗ガン剤治療							-	-
	介護一時金							-	-
	介護年金					74歳	89歳	74歳	89歳

※2022年12月1日時点での満年齢です。

○加入申込票には、該当の被保険者は表示せずにご案内しています。特に、69歳にて補償がなくなる被保険者の方はご注意ください。

1 基本補償

リリースの選べる3つのプラン（ベストプラン、ベター

ベストプラン（1〜3、11〜13コース）

ベタープラン（4〜6、14〜16コース）

ベーシックプラン（7〜9、17〜19コース）

全プラン共通の4つの補償

● 傷害

天災危険補償つき
(天災事故時の上乗せ部分)

国内・国外を問わず、日常生活における様々なケガを補償します。
(支払保険金(見込)30万円以下の場合、原則診断書の提出が省略できます。)

● 日常生活賠償

示談交渉サービス
(国内事故のみ)

3億円限度

日常生活において、ご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした場合等の法律上の賠償責任を補償します。
※各自治体の条例による自転車賠償保険加入義務化にも対応します。

● 携行品

自己負担額
一事故3,000円

保険期間中
20万円限度

外出先での偶然な事故により携行品を落として壊したり、盗まれたりした場合等の損害を補償します。

● 被害事故

国内外においてご本人やご家族の方がひき逃げ事故などにあい、死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合に、1事故1,000万円限度に補償します。

所得の補償

1年目

所得補償

日本国内外問わず病気やケガで医師の指示により連続5日以上会社を休んだ場合に**休職初日から最長1年間**を限度にお支払いします。

- ◆入院のみならず、医師の指示による**自宅療養**も補償
- ◆約款所定の精神障害や地震等の天災によるケガでの就業不能の補償
- ◆妊娠に伴う身体障害(「療養の給付」等の対象となる妊娠、出産、早産または流産)による就業障害も補償

2年目

長期所得補償

日本国内外問わず、ベター害発生から**366日以降、最**

- ◆入院のみならず、医師の指示
- ◆地震等の天災によるケガで
- ◆精神障害(統合失調症、躁病、

ベストプランをおすすめする5つの理由

1

長期所得補償は団体保険制度でしか加入できませんのでチャンスです！

2

公的保険や所得補償では補えない長期のであれば備えられます！

3

病気やケガの原因が就業中、プライベートに関わらず、いつでもどこでも補償します！

4

精神障害補償が最大36ヵ月限度で補償されます！

5

入院中の自宅療ルス感染

注意!

所得補償・長期所得補償は勤労所得がある方のみご加入いただけます。退職等により勤労所得がなくなる方

基本補償オプション

もし、自分の部屋から火災が発生したら…



借家人賠償 キッズ借家人賠償※

日本国内で、賃貸マンション、借家(社宅・寮を含みます)などにお住まいの方が、破損や汚損等により借りている個室に損害を与えた場合、貸主に対する法律上の損害賠償責任等を補償します。

1事故につき **1,000万円 or 2,000万円**
(修理費用補償は100万円限度)

※キッズ借家人賠償については死亡・後遺障害補償あり

- 賃貸住宅、寮に入居の方は大家さんから加入を求められることがあります。
- 一人暮らしのお子さまにキッズ借家人賠償を！



ホールインワン・ アルバトロス費用

日本国内のゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワン・アルバトロスを達成し、慣習として記念品購入費用や祝賀会費用等を負担した場合に補償します。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、P114～115をご参照ください。

1事故につき **30万円 or 50万円**



プラン、ベーシックプラン)



から最長60歳まで

(GLTD)

プランの「所得補償」ではカバーできない就業障
長60歳までを限度にお支払いします。

による**自宅療養**も補償
の就業不能の補償

うつ病、パニック障害等)について最長2年まで補償

就業障害に長期所得補償

いざというときのために
所得の補償に入っていた
ほうが良さそうね！



みならず、医師の指示によ
養中も対象で、コロナウイ
症にも備えられます！

はベーシックプランへ必ず変更をお願いします。

事故の際は皆さまのライフスタイルに合わせた 請求方法「3つの安心」で解決

お好きな手段で保険金
請求ができます

1 三井住友海上電力生協事故受付ダイヤルへのご連絡で保険金請求ができます

MS&AD 電話：0120-246-258
三井住友海上 受付時間：9:00～21:00 年中無休

2 保険金請求WEB「スマートフォン」で いつでも・どこでも簡単に事故連絡・保険金請求手続きができます

万一の事故にあわれたときは「保険金請求WEB」をご利用ください

スマートフォンで簡単にアクセス！お手続きの詳しい説明もこちらから！



保険金請求WEBのメリット

- 速い！** 1回のWEB手続きでペーパーレスに事故の連絡と保険金請求ができます。
- 簡単！** スマートフォンでQRコードから簡単にお手続きをスタート。ガイドにしたがって入力できるので簡単です。
- 便利！** 提出書類を、スマートフォンのカメラで撮影してWEBにアップロードすることで郵送不要です。



「保険金請求WEB」でできる手続き

ケガ・病気・携行品

WEBで簡単に**保険金請求手続き**ができます

保険金のご請求はWEB手続きをご利用ください。ペーパーレスでスピーディにお手続きができます。



- ①ご本人（未成年者の場合は親権者）のお手続きであること。
- ②保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
- ③ケガの場合は治療が終了していること。

次の場合はWEB手続きで書類のダウンロード、アップロードが必要となります。請求書類はWEB画面から取り出すことができます。

- ・保険金の振込指定口座がご本人名義以外の場合は保険金請求書の作成が必要です。
- ・ケガ、病気の保険金のご請求額が30万円*を超える場合は診断書が必要です。

*ガン・急性心筋梗塞・脳卒中の場合に保険金をお支払いする医療オプションの場合は10万円となります。

3 東日本興業保険部へのご連絡で保険金請求ができます



電話：022-261-5707
受付時間：8:40～17:20 平日（月～金）

自転車条例にはリリーフの基本補償で備えましょう！

「自転車損害賠償責任保険」加入義務化は、組合員さまの居住エリアの自治体においても条例改正しています。リリーフ・基本補償の「日常生活賠償」で条例に対応しましょう！

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例等で自転車保険加入を義務化した自治体

施行実施年月	自治体
2019年4月	仙台市
2020年4月	東京都
2020年7月	山形県
2021年4月	宮城県
2021年7月	青森県
2022年4月	秋田県・福島県
2022年10月（予定）	新潟県



※自転車保険の加入状況確認についてはリリーフの加入者証をもって証明できます。
※2022年5月現在（引受保険会社にて各都道府県より発信された情報より作成）

自転車事故における日常生活賠償の3つのポイント

1. 日常生活賠償で最大3億円まで補償！

自転車運転中の事故による相手への賠償はもちろん、日常生活での様々な賠償事故を補償します。

2. あんしんの示談交渉サービス付！（国内事故のみ）

相手をケガさせてしまった場合等、三井住友海上が相手方と交渉し解決にあたります。

3. 個人向けコースでも日常生活賠償は家族が補償対象に！

組合員本人に加えご家族・配偶者・同居の親族・別居の未婚のお子さまも被保険者（補償の対象者）となります。

自転車事故により判決認容額^{（注）}：9,521万円の判決

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

（注）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」から作成



1 基本補償

正式名称
 (長期所得補償以外)団体総合生活補償保険(標準型)
 (長期所得補償)団体長期障害所得補償保険

家族向けコース一覧

東北電力生協がおすすめする
標準コース

- 保険期間1年
- 適用割引^(※1): 団体割引30%、大口団体割引10%、優良割引40%
- 所得補償: 免責(フランチャイズ)期間4日、てん補期間1年
- 長期所得補償: 免責期間365日、てん補期間60歳に達した日まで^(※2)

補償内容		ベストプラン			ベタープラン			ベーシックプラン		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
死亡補償	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	ケガ ^(※3) 家族 ^(※5)	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			500万円		
	ケガ・天災 ^(※4) 家族 ^(※5)	450万円			450万円			450万円		
後遺障害補償 (最高補償額)	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	ケガ ^(※3) 家族 ^(※5)	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			500万円		
	ケガ・天災 ^(※4) 家族 ^(※5)	450万円			450万円			450万円		
手術補償	ケガ ^(※3) 本人・家族 ^(※5)	入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額×5(倍)								
	ケガ・天災 ^(※4) 本人・家族 ^(※5)	入院中の手術: 傷害入院保険金日額×10(倍)								
入院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人・家族 ^(※5)	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人・家族 ^(※5)	5,000円			5,000円			5,000円		
通院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人・家族 ^(※5)	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人・家族 ^(※5)	3,000円			3,000円			3,000円		
被害事故補償	ケガ ^(※3) 本人・家族	1,000万円			1,000万円			1,000万円		
所得補償 ^(※6,7)	病気・ケガ 本人	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	—		
	長期所得補償 ^(※7) 病気・ケガ 本人	月額10万円			—			—		
日常生活賠償 ^(※8)	本人・家族	3億円限度			3億円限度			3億円限度		
携行品損害 ^(※8)	本人・家族	20万円限度			20万円限度			20万円限度		

(※1) 補償項目によっては全ての割引が適用されません。(※2) 60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。免責期間の終了日の場合も含まれます。ただし、精神障害による就業障害の場合はてん補期間にかかわらず、24ヶ月が限度となります。(※3) 「ケガ」に記載された補れています。(※5) 配偶者・親族1人あたりの補償金額です。(※6) 所得補償の保険金額は月額で設定されており、1ヶ月を30日として計算しをお決めいただく必要がありますので、詳細はP108「契約概要のご説明1. (5) 引受条件」をご覧ください。(※8) 日常生活賠償、携行品損害

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
月払保険料 (単位: 円)	組合員本人満年齢 (単位: 歳)	17~19歳	3,782	6,622	9,462	3,430	6,270	9,110	2,980	5,390	7,780
		20~24	3,932	6,922	9,912	3,580	6,570	9,560			
		25~29	4,024	7,084	10,134	3,640	6,700	9,750			
		30~34	4,254	7,474	10,674	3,790	7,010	10,210			
		35~39	4,542	7,912	11,282	3,960	7,330	10,700			
		40~44	4,968	8,578	12,148	4,160	7,770	11,340			
		45~49	5,420	9,230	13,000	4,360	8,170	11,940			
		50~54	5,704	9,624	13,534	4,490	8,410	12,320			
		55~59	5,762	9,752	13,742	4,560	8,550	12,540			
		60~64	—			4,590	8,610	12,620			
65~69	—			4,950	9,330	13,690					
70~	—			—							

※保険料は、保険始期日(2022年12月1日)時点の満年齢によります。 ※保険料は男女共通です。
 ※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

家族向けコースに加入いただくとお子さまの事故まで幅広くカバーできます。

(東北電力生協における2021年11月末時点の過去1年の保険金支払実績)

主なもの(件数順)

1

傷害事故

内容	件数
スポーツ中	477件
転倒・転落	342件
自動車事故	86件

〈例〉階段で足を踏み外しねん挫した。

2

賠償事故

内容	件数
子供の事故	15件
自転車事故	10件

〈例〉子供が誤って学校の窓ガラスを破損させてしまった。

3

携行品事故

内容	件数
携帯電話(スマートフォン含む)	384件
メガネ・サングラス	158件
漁具(釣り具等)	64件

〈例〉スマートフォンを落としてしまい液晶が割れた。

個人向けコース一覧

東北電力生協がおすすめする
標準コース

- 保険期間1年
- 適用割引^(※1)：団体割引30%、大口団体割引10%、優良割引40%
- 所得補償：免責（フランチャイズ）期間4日、てん補期間1年
- 長期所得補償：免責期間365日、てん補期間60歳に達した日まで^(※2)

補償内容	ベストプラン			ベタープラン			ベーシックプラン			
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
死亡補償	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	300万円	600万円	900万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			300万円		
後遺障害補償 (最高補償額)	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	300万円	600万円	900万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			300万円		
手術補償	ケガ ^(※3) 本人	入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5（倍） 入院中の手術：傷害入院保険金日額×10（倍）								
	ケガ・天災 ^(※4) 本人									
入院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	5,000円			5,000円			5,000円		
通院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	3,000円			3,000円			3,000円		
被害事故補償	ケガ ^(※3) 本人・家族	1,000万円			1,000万円			1,000万円		
所得補償 ^(※6,7)	病気・ケガ 本人	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	—		
長期所得補償 ^(※7)	病気・ケガ 本人	月額10万円			—			—		
日常生活賠償 ^(※8)	本人・家族	3億円限度			3億円限度			3億円限度		
携行品損害 ^(※8)	本人	20万円限度			20万円限度			20万円限度		

翌日から60歳に達した日までの期間が3年に満たない被保険者についてはてん補期間を3年とし、就業障害が発生した時点で60歳に到達している償金額は、(※4)「ケガ・天災」の補償金額を足し合わせた金額です。(※4)「ケガ・天災」の補償金額部分には、天災危険補償特約がセットされた額を日額として表示しています。(※7)補償金額の設定については、公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、適切な保険金額については補償内容が同様の保険契約がある場合、補償の重複が生じることがあります。(詳細はP113~114をご覧ください。)

		11	12	13	14	15	16	17	18	19	
月払保険料 (単位：円)	組合員本人 満年齢 (単位：歳)	17~19歳	1,812	2,942	4,072	1,460	2,590	3,720	910	1,530	2,160
		20~24	1,962	3,242	4,522	1,610	2,890	4,170			
		25~29	2,054	3,404	4,744	1,670	3,020	4,360			
		30~34	2,284	3,794	5,284	1,820	3,330	4,820			
		35~39	2,572	4,232	5,892	1,990	3,650	5,310			
		40~44	2,998	4,898	6,758	2,190	4,090	5,950			
		45~49	3,450	5,550	7,610	2,390	4,490	6,550			
		50~54	3,734	5,944	8,144	2,520	4,730	6,930			
		55~59	3,792	6,072	8,352	2,590	4,870	7,150			
		60~64	—			2,620	4,930	7,230			
65~69	—			2,980	5,650	8,300					
70~	—			—							

※保険料は、保険始期日（2022年12月1日）時点の満年齢によります。 ※保険料は男女共通です。
※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

借家人賠償 (※詳しくはP113をご参照ください)					(単位：円)	
		補償金額			月払保険料	
すべてのコースにセットできます 組合員本人向け (借家人賠償)	借家人賠償補償	1,000万円	修理費用補償	100万限度	180	
		2,000万円			350	
家族向け加入コースにセットできます 一人暮らしのお子さま向け (キッズ借家人賠償) ※キッズ借家人賠償には、左記補償に加え、ケガによる死亡・後遺障害補償(保険金額50万(天災危険補償特約セット))が自動セットされています。	借家人賠償補償	1,000万円	修理費用補償	100万限度	220	
		2,000万円			390	

ホールインワン・ アルバイトロス費用 (本人のみ) (単位：円)	
すべてのコースにセットできます 30万円限度・50万円限度の どちらかをお選びください	
補償金額	月払保険料
30万円限度	150
50万円限度	240

病気やケガの治療のために入院された場合、手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

〈本人・家族医療の4つのポイント〉

Point① ご本人・ご家族お一人お一人に合わせて次のご希望の入院日額からお選びいただけます。また保険期間の途中でも見直しが可能です。

●入院日額2,000円、4,000円、6,000円、8,000円、10,000円の5パターンから選択できます。
(「病気による入院」「ケガによる入院」の日額は同額です。)

Point② 病気の場合、疾病入院保険金に加えて

手術日以降の実費※を100万円まで補償(ケガは除く)!!

(手術日以降の実費とは、手術費、治療費、食事療養標準負担額、差額ベッド代、病衣代等です。)
※日帰り手術の場合は、手術日当日に負担した費用となります。

差額ベッド代も対象!!

Point③ **日帰り入院** から補償!!



Point④ 支払限度日数が1回の入院について **365日** と安心補償!!

病気による入院	疾病入院保険金日額×入院日数 (365日限度 、支払対象期間1,000日)
※1 ケガによる入院	入院保険金日額×入院日数 (365日限度 、事故日から180日以内に入院した場合)
病気による手術	疾病入院保険金日額に関わりなく、① 定額4万円 (入院中以外の手術は 1万円) ② 手術日以降の実費100万円限度 ※2 の両方 が受け取れます
※1 ケガによる手術	入院中の手術：入院保険金日額× 10 (倍) 入院中以外の手術：入院保険金日額× 5 (倍) のどちらか が受け取れます

※1 天災危険補償特約がセットされています。

※2 P120～121 手術費用保険金「保険金のお支払額」をご確認ください。

【ご注意】①2022年12月1日時点で69歳以下の方が新規加入いただけます。

②組合員本人・配偶者で70歳以上の方は、入院保険金日額は、2,000円か4,000円のみとなります。

※組合員本人、配偶者以外で70歳以上の方は新規・継続での加入は出来ません。

新型コロナウイルス感染症に罹患した際の、治療を行うための入院等が疾病補償の対象となります!
感染リスクに備えるために「本人・家族医療」をおすすめします!

新型コロナウイルス感染症に罹患された方のうち、**無症状や軽症の方については、臨時施設※1や自宅※2での療養を行うことが一般的**となっています。

新型コロナウイルス感染症については、以下のケースについても「入院」とみなして保険金お支払いの対象としています。

- ・医師の管理下で、または医師の指示により、**感染者が臨時施設※1に入り療養を受ける**ケース
- ・罹患者が医師の指示により**自宅療養※2**するケース

※1 都道府県等自治体が用意する所定の臨時宿泊施設で、自治体の研修施設、公共的な施設(国の研修施設等)、自治体が借り上げたホテル等の民間宿泊施設等をいいます。ただし、医師の指示により入る場合が対象です。

※2 都道府県等の自治体が自宅を療養場所に選定し、医師の指示により自宅療養する場合が対象です。



手術費や入院治療費だけでなく、差額ベッド代までカバーできる「本人・家族医療」に是非ご加入ください!!

ステップ 3 医療オプション

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ②の本人・家族医療にご加入いただく必要があります。

医療オプションは本人・家族医療に加え、ご家族お一人お一人に合わせて、ご希望の補償をお選びいただけます。

(医療オプションの説明はP45まで続きます。)

補償内容・補償金額

女性必見

女性特定疾病2倍支払

女性特定疾病で入院された場合に、**疾病入院保険金**（ステップ②の本人・家族医療）を2倍にしてお支払いします。また医療オプションの傷害・疾病長期入院、疾病退院後通院も合わせてご加入された場合には、**疾病長期入院保険金**、**疾病退院後通院保険金**についても**2倍**にしてお支払いします。

★乳ガンや子宮頸ガンだけでなく次のガン・病気も対象となります。詳細はP127～128(別表2)「女性特定疾病2倍支払特約における女性特定疾病の範囲」をご覧ください。

〈ガン〉 胃ガン、肺ガン、大腸ガン等	〈女性特有の病気〉 卵巣機能障害、子宮内膜症等
〈女性に多い病気〉 鉄欠乏症貧血、甲状腺障害、関節リウマチ、 低血圧症、胆石症、膀胱炎等	〈妊娠、出産にまつわる症状〉 流産、子宮外妊娠等

傷害・疾病長期入院

病気やケガによって入院され、その状態が**90日以上継続した場合**に保険金をお支払いします。

★90日/180日/270日/360日経過後の最高4回お支払い可能です。



保険金額
30万円
(1回につき)

疾病退院後通院

病気のため入院した後に、その**入院の原因となった病気の治療を目的とする通院の場合**に保険金をお支払いします。

★退院後180日以内の通院が対象です。なお支払限度日数は90日となります。



通院1日につき
2,000円

葬祭費用

病気やケガによって亡くなられ、**ご遺族が葬祭費用を負担された場合**にお支払いします。



実費で
200万円限度

先進医療費用 (ガン以外の先進医療も対象)

病気やケガの治療のため、国内で先進医療を受けられた場合に、先進医療に要する**費用・交通費・宿泊費***をお支払いします。

※宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。



実費で
1,000万円限度
(保険期間通算)

補償内容・補償金額

三大疾病診断

三大疾病と診断され、下表の支払要件を充足した場合に一時金をお支払いします。

ガン(上皮内新生物を含む)	ガンと診断され、治療を開始した場合	
急性心筋梗塞・脳卒中	急性心筋梗塞、脳卒中等と診断され、その治療を直接の目的として入院した場合	

一時金
100万円
200万円
300万円

【ご注意】①ご加入前に罹患したガンおよびそのガンの「再発ガン」「移転ガン」などについては保険金をお支払いしません。
 ②三大疾病診断保険金のお支払いは保険期間中（1年間）に1回限りです。

抗ガン剤治療

悪性新生物（上皮内新生物を除く）に罹患され、厚生労働省の承認を受けた約款所定の**抗ガン剤による治療**（ホルモン療法を含む）を受けた場合に保険金をお支払いします。

★保険期間中に開始した抗ガン剤治療が補償対象(600万円が限度となります)。
 ★抗ガン剤治療の保険金額は5万円です。

抗ガン剤治療を受けた月ごとに	1ヵ月	10万円
乳ガン、前立腺ガンのホルモン療法の際	1ヵ月	5万円



【ご注意】①保険期間満了後も抗ガン剤治療が継続する限り補償の対象となりますが、保険期間満了後に6ヵ月以上治療を中断した場合、再開後の治療は補償されません。
 ②先進医療に該当するもの、抗ガン剤以外の治療は補償の対象となりません。「抗ガン剤」についてはP124をご確認ください。

本人家族医療・医療オプションの支払い事例

1 脳梗塞と診断され30日入院、退院後1週間に1回、計12日通院したケース
 ※入院保険金日額8,000円、三大疾病診断300万円、疾病退院後通院セット

三大疾病診断 三大疾病診断保険金 300万	+	病気による入院 疾病入院保険金 8,000円×30日 =24万円	+	疾病退院後通院 疾病退院後通院 2,000円×12日 =2.4万円 (退院後3ヵ月間通院)	=	合計 326.4万円
-----------------------------	---	---	---	---	---	---------------



2 30歳で事故に遭い、70歳で亡くなるまで自宅で寝たきりとなったケース
 ※介護一時金200万円、介護年金120万円（いずれも「要介護3以上」）セット

介護 介護一時金 200万円	+	介護 介護年金 120万円×40年間 4,800万円	+	後遺障害 死亡・後遺障害 保険金額50万円×89% (後遺障害2級該当)×2 (介護一時金・介護年金) 89万円	=	合計 5,089万円
----------------------	---	-------------------------------------	---	---	---	---------------



3 胃ガンと診断され、30日入院。退院後、3年間毎月抗ガン剤治療を受けたケース
 ※入院保険金日額6,000円、三大疾病診断100万円、抗ガン剤治療セット

三大疾病診断 三大疾病診断保険金 100万円	+	病気による入院 疾病入院保険金 6,000円×30日 18万円	+	抗ガン剤治療 抗ガン剤治療 保険金 10万円×36ヵ月 360万円	=	合計 478万円
------------------------------	---	--	---	---	---	-------------



介護一時金(要介護2以上、要介護3以上の2パターン)と介護年金(要介護2以上、要介護3以上の2パターン)をそれぞれご用意しています。また他の医療オプションには加入できない別居のご両親も74歳まで新規加入できます。

介護一時金

所定の要介護状態となり、その状態が30日を超えて継続したときに、保険金をお支払いします。(1回限り)



一時金 **100・200**万円

ケガによる死亡・後遺障害補償*最高50万円
(天災危険補償特約セット)

介護年金

所定の要介護状態となり、その状態が30日を超えて継続したときに、右記保険金をお支払いします(保険金はその状態が継続する限り、一生お支払いします)。



年金 **60・120**万円

ケガによる死亡・後遺障害補償*最高50万円
(天災危険補償特約セット)

《ご注意》

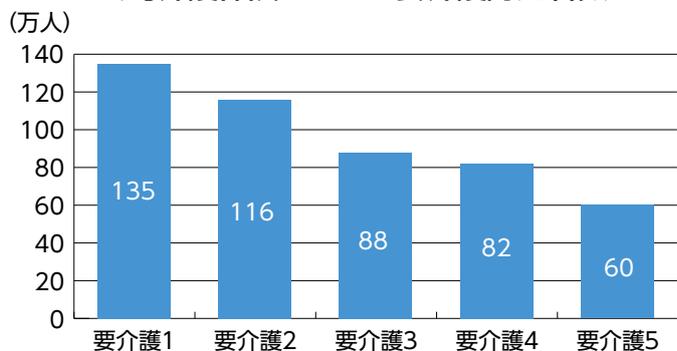
●介護一時金・介護年金共通

- ①それぞれの医療オプションに新規加入、増額または要介護3以上から要介護2以上への変更を希望される場合には、加入申込票の健康状況告知をいただく必要があります。既に要介護状態にある方は新規加入・増額・要介護2以上への変更はできません。
- ②介護一時金と介護年金を両方ご加入される場合において、要介護2以上と要介護3以上を混在して加入することはできません。(ただし、被保険者毎に要介護2以上・要介護3以上を選択することは可能です。)
- ③「所定の要介護状態」についてはP126をご覧ください。 ※ケガによる死亡・後遺障害補償については、P119をあわせてご確認ください。

●介護一時金

介護一時金をお受け取りになられた方は、次年度より介護一時金の継続加入はできません。

公的介護保険における要介護認定者数



厚生労働省「令和元年度介護保険事業状況報告(年報)」より

「要介護2以上に相当する」約款所定の介護が必要な状態とは…

《以下は一例です》

- 日常生活上の一部の行為において部分的または全面的に介護が必要な状態
歯磨きもしくは洗顔の一連の行為を1人で行うことができない。
- 衣類の脱着において次の項目のうち2項目以上の行為ができない状態もしくは3項目以上の行為についてできない状態または見守りを必要とする状態。
①ボタンのかけはずし ②上衣の着脱
③ズボンまたはパンツの着脱 ④靴下の着脱

●健康なうちに年金付きコースへの加入をおすすめします。

介護一時金として

100万円コース
200万円コース



介護年金として

60万円コース
120万円コース

年金はその
状態が継続する
限り一生
補償!

ワンポイント 39歳以下の方は公的介護保険の対象外です。レジャーによるケガで介護が必要になることも…

(例)・交通事故に遭い寝たきりになり所定の要介護状態になった。

- ・スキーに行きケガをし所定の要介護状態になった。
- ・部活動の柔道でケガをし所定の要介護状態になった。



そんな時に介護の補償がお役に立ちます!!

本人・家族医療／医療オプション保険料表

ステップ 2 本人・家族医療の補償 (医療オプションの女性特定疾病2倍支払セット有無を選択していただきます。)

(ケガ・病気)入院日額		2,000円		4,000円		6,000円		8,000円		10,000円	
女性特定疾病2倍支払		なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
月払保険料単位・円	0～4歳	240	240	410	410	580	600	750	770	930	960
	5～9歳	190	190	310	310	440	440	550	560	690	710
	10～14歳	190	200	300	320	420	440	530	560	660	690
	15～19歳	230	240	370	390	520	550	660	700	820	870
	20～24歳	320	370	520	620	730	870	930	1,120	1,150	1,380
	25～29歳	340	410	550	690	770	970	980	1,250	1,210	1,550
	30～34歳	380	460	610	770	850	1,090	1,080	1,410	1,330	1,740
	35～39歳	440	530	700	880	970	1,240	1,230	1,590	1,510	1,950
	40～44歳	530	630	850	1,050	1,170	1,480	1,490	1,900	1,820	2,330
	45～49歳	630	760	1,020	1,280	1,420	1,800	1,810	2,320	2,220	2,860
	50～54歳	790	950	1,280	1,600	1,790	2,260	2,280	2,910	2,790	3,580
	55～59歳	1,000	1,190	1,630	2,010	2,280	2,840	2,910	3,650	3,570	4,490
	60～64歳	1,310	1,530	2,120	2,560	2,940	3,590	3,750	4,620	4,580	5,660
	65～69歳	1,650	1,890	2,670	3,150	3,710	4,430	4,730	5,690	5,770	6,970
	70～74歳	2,260	2,550	3,730	4,310	組合員本人・配偶者で70歳以上の方は、入院日額が2,000円もしくは4,000円に移行いたします。 ※組合員本人、配偶者以外で70歳以上の方は新規・継続での加入は出来ません。					
75～79歳	2,470	2,720	4,110	4,610							
80～84歳	2,880	3,100	4,740	5,180							
85～89歳	3,200	3,410	5,350	5,770							

※ケガによる手術（手術保険金）および病気による手術（疾病手術保険金・手術費用保険金）の場合も保険金をお支払いします。詳細はP119～121をご参照ください。

ステップ 3 各種医療オプション

※ステップ②で女性特定疾病2倍支払をご選択いただいた場合は、ステップ③でも女性特定疾病2倍支払をご選択いただく必要があります。

傷害・疾病長期入院※			
女性特定疾病2倍支払	なし	あり	
月払保険料単位・円	0～4歳	70	70
	5～9歳	50	50
	10～14歳	70	70
	15～19歳	70	70
	20～24歳	70	70
	25～29歳	70	70
	30～34歳	70	70
	35～39歳	70	100
	40～44歳	100	100
	45～49歳	120	150
	50～54歳	150	180
	55～59歳	180	230
	60～64歳	230	290
	65～69歳	290	340
	70～74歳	430	510
75～79歳	540	620	
80～84歳	540	590	
85～89歳	650	730	

疾病退院後通院※			
女性特定疾病2倍支払	なし	あり	
月払保険料単位・円	0～4歳	50	50
	5～9歳	10	20
	10～14歳	10	10
	15～19歳	10	10
	20～24歳	20	30
	25～29歳	30	40
	30～34歳	30	50
	35～39歳	30	40
	40～44歳	40	50
	45～49歳	50	70
	50～54歳	80	110
	55～59歳	130	170
	60～64歳	210	270
	65～69歳	340	430
	70～74歳	630	760
75～79歳	920	1,070	
80～84歳	1,080	1,210	
85～89歳	1,240	1,370	

葬祭費用		
月払保険料単位・円	0～4歳	130
	5～9歳	20
	10～14歳	10
	15～19歳	30
	20～24歳	40
	25～29歳	40
	30～34歳	60
	35～39歳	80
	40～44歳	140
	45～49歳	240
	50～54歳	400
	55～59歳	610
	60～64歳	1,000
	65～69歳	1,650
	70～74歳	2,650
75～79歳	4,550	
80～84歳	8,070	
85～89歳	23,210	

※保険料は、保険始期日（2022年12月1日）時点での満年齢によります。
※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更となると、保険料が変更になります。

ステップ 3 各種医療オプション

先進医療費用			三大疾病診断				抗ガン剤治療		
月払保険料(単位・円)	0～89歳	40	三大疾病診断	100万円	200万円	300万円	月払保険料(単位・円)	0～4歳	60
			0～4歳	30	60	90		5～9歳	60
			5～9歳	30	60	90		10～14歳	70
			10～14歳	30	60	90		15～19歳	60
			15～19歳	30	60	90		20～24歳	60
			20～24歳	40	70	110		25～29歳	110
			25～29歳	100	190	290		30～34歳	160
			30～34歳	170	350	520		35～39歳	180
			35～39歳	270	530	800		40～44歳	410
			40～44歳	400	790	1,190		45～49歳	690
			45～49歳	590	1,180	1,770		50～54歳	930
			50～54歳	720	1,450	2,170		55～59歳	1,010
			55～59歳	1,150	2,300	3,450		60～64歳	1,140
			60～64歳	2,190	4,390	6,580		65～69歳	1,430
			65～69歳	2,920	5,850	8,770		70～74歳	1,750
			70～74歳	3,730	7,470	11,200		75～79歳	2,200
			75～79歳	3,880	7,770	11,650		80～84歳	1,910
			80～84歳	2,160	4,320	6,480		85～89歳	1,870
			85～89歳	1,430	2,860	4,290			

介護一時金 [※]					
コース		要介護2以上		要介護3以上	
		100万	200万	100万	200万
月払保険料(単位・円)	0～4歳	50	50	50	50
	5～9歳	50	50	50	50
	10～14歳	50	50	50	50
	15～19歳	50	50	50	50
	20～24歳	50	50	50	50
	25～29歳	50	50	50	50
	30～34歳	50	50	50	50
	35～39歳	50	50	50	50
	40～44歳	50	50	50	50
	45～49歳	50	60	50	50
	50～54歳	60	80	60	70
	55～59歳	90	140	80	110
	60～64歳	160	280	120	200
	65～69歳	320	600	220	410
	70～74歳	670	1,310	450	850
	75～79歳	1,450	2,860	920	1,800
80～84歳	3,690	7,340	2,300	4,560	
85～89歳	7,410	14,780	4,910	9,780	

介護年金 [※]					
コース		要介護2以上		要介護3以上	
		60万	120万	60万	120万
月払保険料(単位・円)	0～4歳	190	350	160	270
	5～9歳	190	350	160	270
	10～14歳	190	350	160	270
	15～19歳	190	350	160	270
	20～24歳	190	350	160	270
	25～29歳	180	310	140	250
	30～34歳	160	290	130	220
	35～39歳	150	270	120	210
	40～44歳	140	240	120	190
	45～49歳	240	450	180	330
	50～54歳	430	810	300	570
	55～59歳	840	1,640	550	1,070
	60～64歳	1,560	3,090	970	1,890
	65～69歳	3,080	6,120	1,790	3,540
	70～74歳	6,050	12,060	3,350	6,650
	75～79歳	10,670	21,300	5,600	11,170
80～84歳	23,250	46,460	11,780	23,520	
85～89歳	38,180	76,320	20,600	41,170	

※介護一時金・介護年金ともにそれぞれケガによる死亡・後遺障害補償(保険金額50万円)がセットされます。ケガによる死亡・後遺障害補償については、P119をあわせて確認ください。

総合医療保障プランに適用されている割引について

- 総合医療保障プランの保険金お支払い金額は、全国で102億円^{*}を超え、万一の事故や、予期せぬ病気等への備えとして多くの組合員の皆さまにお役立ていただいております。(※2021年9月末実績)
 - 総合医療保障プランは、「数多くの組合員の皆さまにご加入いただくことによるスケールメリット」および「優良な損害率(全体の保険料とお支払いした全体の保険金の割合)」を背景に、過去から大幅な割引率が適用されております。2022年度の優良割引率は前年と同様、40%を適用させていただきます。
 - 医療費の高騰や新型コロナウイルス感染症の長期化を背景に病気の保険金支払いが増加する厳しい環境もございますが、今後も優良割引率を維持するため、下記「安定的な制度運営のためのお願い」について、組合員の皆さまの深いご理解を賜りたく、よろしくお願いいたします。
 - 2022年度、総合医療保障プランでは、最大で約62%(注)と大幅な割引率が適用されます。保険料負担が少なくご加入いただける本制度に、より多くの組合員の皆さまにご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- (注) 傷害部分(ケガの補償の部分)につきましては、団体割引30%、大口契約割引10%、優良割引40%が適用されています。割引前の保険料にこれらの割引を連算して割引後の保険料を算出しており、上記の場合、割引後の保険料水準は、割引前の約38%水準(=(1-30%)×(1-10%)×(1-40%))となります。傷害以外の部分につきましては団体割引30%、優良割引40%が適用されており、同様の計算で割引前の約42%水準となります。

安定的な制度運営のためのお願い

- 総合医療保障プランは、全国の電力生協組合員間の相互扶助の観点から、万一の事故や予期せぬ病気等への備えとして、組合員の皆さまが「低廉な保険料で大きな補償を手に入れる」ことをめざして、制度創設以来運営しています。
- 総合医療保障プランの制度メリットを維持し安定的な制度運営を継続していくために、以下の点についてご理解くださいますよう、お願いいたします。

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入ができない場合や補償内容を変更させていただくことがあります。
- 保険金をお支払いするために必要な事項(注)の確認を行うために、保険会社より、医療機関など専門機関の診断結果の照会等を行うことがあります。

(注) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

ぜひ、制度趣旨をご理解くださいますよう、お願いいたします。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。リリーフ^{*}にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

※メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・取扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療	●健康・医療相談 ●医療機関総合情報提供 等
介護	●介護に関する情報提供 ●介護に関する悩み相談 等
認知症・行方不明の時の対応相談	●認知症に関する情報提供と悩み相談 ●認知症の方の行方不明時に対応に関する相談 等
暮らしの相談	●暮らしのトラブル相談 ●暮らしの税務相談
情報提供・紹介サービス	●子育て相談(12歳以下) ●暮らしの情報提供 等

■三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療・介護に関する情報をご提供します。

※サービス受付のご利用時間・電話番号(通話無料)は、ご加入時にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

※お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

※本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

※本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

リライフQ&A

●手続きについて

Q1.. 告知は必要ですか？

A1.. ご加入いただくコースによっては必要です。「ベストプラン」「ベタープラン」「本人・家族医療」へ新規にご加入の方または疾病を補償する部分について保険金額を変更する場合は「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。最大4箇所ありますのでお忘れなくご記入ください。

Q2.. 勤労所得がなくなったら…

A2.. 勤労所得がなくなられた場合には、「ベストプラン」「ベタープラン」にご加入の方は「ベーシックプラン」に変更する必要がありますので、東日本興業保険部までご連絡ください。

Q3.. 両親のみ医療オプションの「介護一時金」「介護年金」に加入することは可能ですか？

A3.. ご両親の同居、別居問わず可能です。ただし、組合員ご本人さまに基本補償の「個人向けコース」、「家族向けコース」いずれかに加入していただく必要があります。

●補償について

◆基本補償について

Q4.. 友人から借りて使用していたデジカメを外出先で落として壊しましたが、携行品損害で補償対象になりますか？

A4.. 他人から借りたものは対象になりません。補償対象となるのは、被保険者さまが所有している身の回り品に限ります。

Q5.. 借戸室のフローリングなどを破損してしまいましたが、借家人賠償の保険金請求は退去する時でも大丈夫ですか？

A5.. 退去時ではなく破損したときに速やかに東日本興業保険部までご連絡ください。

Q6.. 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術は支払対象になりますか？

A6.. 捻挫・打撲・脱臼・骨折の場合にかぎり接骨院や整骨院で柔道整復師の治療(施術)を受けた場合も保険金のお支払対象となります。(骨折・脱臼にかかる柔道整復師の施術は、応急手当以外は医師の同意がないかぎり、柔道整復師法で認められていません。)

◆本人・家族医療補償について

Q7.. 「手術費用保険金」の「手術実費」は領収証記載の金額が支払われるのですか？

A7.. 手術日以降に負担された治療費等をお支払いします。ただし、ご加入の健康保険付加給付や高額療養費等を除きお支払いします。

Q8.. 異常妊娠による帝王切開で入院したが、補償されますか？

A8.. 「療養の給付」等の支払対象となる場合は補償されます。

Q9.. 検査入院しましたが、支払対象となりますか？

A9.. 病気の治療のため医師の指示に基づき入院した場合、対象となります。人間ドックや健康診断などによる入院で、治療のための医師の指示に基づかない場合は支払対象外となります。

●その他

Q10.. 携行品損害における外出先とは…

A10.. 被保険者の居住施設外をいいます。居住施設とは、一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内(含む専用使用権を有する庭・物置等)をいいます。

Q11.. 本人・家族医療オプションにおける「日帰り入院」とは…

A11.. 治療のために入院し、入院日と同じ日に退院したものをいいます。入院の有無は原則として医師の診断書の入院期間欄により判断します。なお、診療明細書等に入院基本料等が算出されている場合、入院したものと推定する場合があります。